資料２

千葉市議会「議会のあり方」検討協議会

第１部会 協議状況報告（議員の身分に関すること）

優先協議事項 ： 議員定数、議員報酬、政務調査費

報 告 内 容
１　前回までの報告事項（第１回から第５回まで） ・　部会の優先協議事項３項目を検討するに当たって、まず、その前提となる「議員のあるべき姿」を検討することとした。 ・　「議員のあるべき姿」を検討するために、「千葉市議会議員の活動の標準モデル」を作成することとした。 ２　協議経過 第６回（平成２４年４月１９日） 議員の活動を類型化する枠組みとして、事務局が作成した議会開会中の活動状況と、各会派から提出された議会閉会中の活動が示され、各会派から閉会中の活動について説明した。 「千葉市議会議員の活動」をどのように取りまとめていくかについて協議し、各委員の意見をもとに、正副部会長試案（骨子案）を取りまとめることとなった。 また、今後の協議の進め方についても検討し、スケジュールを作成すべきという意見が出された。 第７回（平成２４年５月１６日） 閉会中の議員活動について正副部会長試案が示され、活動項目及び年間活動件数の考え方について意見交換が行われた。その結果、各委員の意見をもとに正副部会長試案を修正し、会派ごとに年間活動件数を記載して次回部会までに提出することとした。 平成 24 年３月末までに、議員の身分に関する優先協議事項について結論を出すため、今後の協議の進め方について意見聴取を行った。意見をもとに、今後の協議の進め方について、正副部会長で試案を作成し、次回部会で示すこととした。 第８回（平成２４年６月４日） 各会派が提出した閉会中の議員の活動について、各委員が説明し、意見交換が行われた。その結果、議員の活動は多様であるということから議員活動の標準モデルを作るのではなく、複数のモデルを「千葉市議会議員の活動」として作成することとし、了承された。また、活動件数のとらえ方が様々であり、件数に大きく差があることから、１件あたりのとらえ方と拘束時間について、正副部会長と事務局で検討し、次回部会で示すこととした。 続いて、今後の協議の進め方について正副部会長試案が示され、説明の後、意見交換を行い、概ね了承された。

また、第三者の意見を聴く機会を設けるべきとの意見が出され、意見聴取の時期や方法などについて今後検討することとした。

第９回（平成２４年６月２６日）

議員活動について活動項目１件あたりの考え方及び拘束時間に関する正副部会長試案を提示し、副部会長の説明後に、委員から意見等を聴取した。いくつかの活動項目について拘束時間を修正することとなった。なお、年間活動件数について修正等が必要となった場合は、後日、事務局に提出することとなった。

この拘束時間及び委員ごとの年間活動件数により算出した閉会中の議員の活動と、事務局が作成した開会中の議員活動を合わせ、次回部会において「千葉市議会議員の活動」の複数モデルを示すことになった。

続いて、市民や専門家といった第三者意見の聴取について、委員から、実施の有無、実施する場合の内容、場所、対象者、時期、方法に関する意見を聴取した。各委員から出された意見等を事務局にて整理し、次回部会で配付することとした。

第１０回（平成２４年８月３日）

「千葉市議会議員の活動」モデル案を示し、副部会長の説明後に委員の意見を聴取した結果、同案を「千葉市議会議員の活動」モデルとすることが了承された。

その後、上記モデルに基づき、優先協議事項（報酬・定数・政務調査費）について協議することとなった。協議・検討の材料として作成した参考資料について、副部会長が説明を行った後、部会長から、はじめに報酬・定数について協議を行い、その後、政務調査費について協議したい旨の提案がなされ、了承された。なお、委員より市長、副市長、局長の退職金及び諸手当等を含めた給与等について資料を作成してほしいとの依頼があった。

第三者意見の聴取については、前回、委員から出された意見を整理した資料に基づき協議を行った。第三者意見を聴取すると言う点はすでに委員の意見が一致しており、その聴取の場所、対象者、時期、方法について意見交換を行った。意見をもとに正副部会長試案を作成し、次回に提示することとなった。

第１１回（平成２４年８月３１日）

優先協議事項のうち議員報酬について協議を行い、結論を出すためには今後どのように理論構築すべきか委員から意見を聴取した。

社会保障を加味した時給で検討すべきという意見や、国会法第 35 条にあるように、局長級と比較して検討すべきなど様々に意見が分かれるなか、議会改革と混同せずに現在の報酬額を基に適正な報酬額を検討するのか、行財政改革あるいは議会改革の視点から検討するのかという質問がなされ、部会長から議会改革と行財政改革両方の視点から「議員のあるべき姿」としての報酬を検討頂きたい旨の発言があった。

そこで、正副部会長から 12 月下旬まで 5 回程度という少ない開催回数で結論を出すためには部会で早い時期に学識経験者を交えた勉強会を開催してはいかがかという提案がなされ、主催者、講師、対象者、費用等について委員の意見聴取を行ったが、会派に持ち帰って検討したいという発言があり、次回再度協議することとなった。

また、三重県議会の手法により算出した千葉県議会議員の報酬額について資料作成の依頼があった。

第１２回（平成２４年9月１２日）

前回に引き続き、学識経験者との勉強会開催について、委員から意見聴取を行った。講師の選定等について意見が出されたのち、部会において勉強会を開催することで決定した。また、講師の選定や傍聴の扱いについては、正副部会長に一任することで委員の同意を得た。なお、講師に対し質問等がある場合は、あらかじめ書面にて事務局に提出することとなった。

また、地方自治法の改正による政務調査費の名称及び交付目的等の変更について、部会長及び事務局より説明を行った。質疑応答の後、部会長より、政務調査費については制度の抜本的な見直しが必要となるため、引き続き部会で協議すべきか、判断を協議会に依頼したいとの提案があり、了承された。

3　協議が整った事項

- 議員の活動が多様であることから、議員活動の標準モデルを作るのではなく、複数の「千葉市議会議員の活動」モデルを作成した。
- 作成された「千葉市議会議員の活動」モデルに基づき、優先協議事項のうち、はじめに議員報酬・議員定数の順に協議を行う。
- 第三者の意見を聴取するため、学識経験者を交えた勉強会を開催し、優先協議事項について協議を進める。
- 政務調査費については、法改正により制度の抜本的な見直しが必要なため、引き続き部会で協議すべきかの判断を協議会に依頼する。

4　今後の進め方等

「千葉市議会議員の活動」モデルに基づき、学識経験者との勉強会も踏まえて、優先協議事項についての結論を１２月いっぱいまでに出すことを目標に協議を進める。